

簡易公募型競争入札方式に準じた方式（価格競争落札方式）の手続開始の公示

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成23年10月20日

分任支出負担行為担当官

沖縄総合事務局 北部国道事務所長 上原 勇賢

1. 業務概要

(1) 業務名 平成23年度北部国道事務所管内潰地概況調査業務

(電子入札対象案件)

(2) 業務内容

本業務は、北部国道事務所管内における58号国道潰地について、権利者確認調査および概況調査を行うものである。

主な業務内容は以下のとおりである。

・権利者確認調査（追跡）	1式
・打合せ協議（補償説明）	1式
・現地踏査（補償）	1式
・概況ヒアリング等・B	50権利者

(3) 履行期間 契約締結の翌日～平成24年3月30日

(4) 本業務は提出資料、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

(5) 本業務は、「低価格受注業務がある場合における予定主任担当者の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。

2. 指名されるために必要な要件

入札参加者は、下記2-1に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

2-1 単体企業

- 1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 2) 沖縄総合事務局における平成23・24年度補償コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている、又は申請中であること。
- 3) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- 4) 暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局開発建設部発注業務から排除する旨の通知「指名除外通知書」を、沖縄総合事務局から受けた者（当該「指名除外通知書」についての取消し通報として、「指名除外取消通知書」を通知された者は除く。）ではないこと。
- 5) 別途発注済の「平成23年度北部国道事務所管理関係資料整理業務」、「平成23

年度北部国道事務所改築関係資料整理（その１）業務」、「平成 23 年度北部国道事務所改築関係資料整理（その２）業務」の受託者（一般社団法人沖縄しまたて協会）と資本若しくは人事面（出向元および派遣元を含む）において関連がないものであること。

2－2 入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、沖縄総合事務局開発建設部競争契約入札心得（昭和 54 年 4 月 1 日付け開管理第 469 号）（以下「競争契約入札心得」という。）第 4 条の 3 第 2 項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

1）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。

①親会社と子会社の関係にある場合

②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし①については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

3）その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 1）又は 2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2－3 入札参加者を選定するための基準

沖縄総合事務局競争参加者選定要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、同種業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

2－4 参加表明書に関する要件

（１）参加表明書の提出者に対する要件

①技術力に関する要件

参加表明書を提出する者は、「補償コンサルタント登録規程」（昭和 59 年 9 月 21 日建設省告示第 1341 号）（以下「登録規程」という。）第 2 条第 1 項の別表に掲げる「補償関連部門」において登録を受けていること。

②同種業務の実績

下記に示される同種業務について、平成 13 年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において 1 件以上の実績を有さなければならない。

同種業務：補償説明を行った業務

・ただし、発注機関は国、地方公共団体、地方公社、特殊法人、独立行政法人に限る。

③実績として挙げた業務成績が60点以上であること。ただし、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部の発注した業務（営繕事業及び港湾・空港事業、業務成績評定対象外業務を除く）以外の業務は、この限りではない。

④業務実施体制

業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

⑤沖縄県内に本店があること。

⑥中立公平性に関する要件

参加表明書の提出に参加しようとする者は、本業務の履行箇所に係る被補償者との間において、資本的・人的関係がないこと（※）。

※「資本的・人的関係がないこと」とは、次の(ア)又は(イ)のことをいう。

(ア)会社法に基づく子会社、親会社の関係にないこと。

(イ)入札参加者自身が被補償者でないこと及び入札参加者の役員が被補償者でないこと又は技術提案書の参加者の役員が被補償者の役員を兼ねていないこと。

(2) 配置予定技術者に対する要件

①予定主任担当者

予定主任担当者については下記の全ての要件を満たす者であることとする。

(ア)下記のいずれかの資格等を有する者

[1]登録規程第2条第1項の別表に掲げる「補償関連部門」に係る補償業務管理者の資格を有する者。

[2]社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程」（平成3年3月28日理事会決定）（以下「実施規程」という。）第3条に掲げる「補償関連部門」において同第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士の資格を有する者。

[3]登録規程第2条第1項の別表に掲げる「補償関連部門」に関し、7年以上の実務経験（※1）を有する者。

※1 行政機関等の職員時の経験にあっては、運用通知記2(4)の定義による経験とする。民間コンサルタントでの経験にあっては、用地調査等共通仕様書第2条第5号の主任担当者の定義による経験とする。ただし、民間コンサルタントにあっては請負業務に直接従事した期間の積み上げとする。

(イ)下記の実績を有する者。

平成13年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において、下記に示される「同種業務」の実績を1件以上有さなければならない。

同種業務：補償説明を行った業務

・ただし、発注機関は国、地方公共団体、地方公社、特殊法人、独立

行政法人に限る。

- ・職務上従事した立場は主任担当者又は担当技術者とする。
- ・実績として挙げた業務成績が60点以上であること。ただし、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部の発注した業務（営繕事業及び港湾・空港事業、業務成績評定対象外業務を除く）以外の業務は、この限りではない。

(ウ)参加表明書提出期限日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）が4億円未満かつ10件未満である者。

手持ち業務とは、主任担当者、又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務。

参加表明書提出期限日現在の手持ち業務のうち、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円から2億円に、件数を10件から5件にするものとする。その上で、予定主任担当者が手持ち業務量の制限を満たすことが確認できない場合には、「競争契約入札心得について」（昭和38年4月22日付け建設省発厚第5号）第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

また、本業務の履行期間中に予定主任担当者の手持ち業務量が契約金額で4億円、件数で10件（参加表明書提出期限日現在の手持ち業務量に、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部の所管に係る建設コンサルタント業務等で調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合には、契約金額で2億円、件数で5件）を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該主任担当者を、以下の[1]から[4]までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

[1]当該主任担当者と同等の同種業務実績を有する者

[2]当該主任担当者と同等の技術者資格を有する者

[3]当該主任担当者と同等以上の業務成績平均点を有する者

[4]手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者

(エ)参加表明書の提出者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、「恒常的な雇用関係」とは、参加表明書の提出日期限日において、雇用関係にあること。

(オ)配置予定主任担当者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと。

②指名されるために必要な要件確認のため、添付を義務づけた技術資料等において、添付がなく、記載内容の確認できない時は、書類不備により、指名され

るために必要な要件の確認ができないものとして失格とする場合がある。

(3) 参加表明書を選定するための評価基準

参加表明書の提出者が11者以上となった場合は、下記の1)～3)の基準に基づいて上位10者を選定する。

- 1) 参加表明者の経験及び能力
- 2) 配置予定技術者の経験及び能力
- 3) 業務実施体制

3. 入札手続等

(1) 担当部局

〒905-0019 沖縄県名護市大北4丁目28番34号

沖縄総合事務局 北部国道事務所 総務課 契約係

電 話：0980-52-4350

F A X：0980-52-1131

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、電子入札システムより交付する。

交付期間： 平成23年10月20日（木）から平成23年10月28日（金）までのうち、閉庁日を除く毎日の「9時00分から18時00分まで」とする。

但し、やむを得ない事由により、書面による交付を希望する場合は、上記3.（1）担当部局にて交付するので、あらかじめ連絡すること。

なお、希望者には、郵送等による交付も行うので申し出ること。
この場合において、送料は希望者の負担とする。

(3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記2. 2-1 2)に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者及び申請中の者とする。

(4) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限： 平成23年10月21日（金）から平成23年10月28日（金）17時15分まで。ただし、発注者の承諾を得て持参あるいは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）する場合は、平成23年10月28日（金）17時15分までに上記3.（1）に必着とする。

提出場所： 発注者の承諾を得て持参あるいは郵送による場合は上記3.（1）に同じ。

提出方法： 電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙による場合は、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）。

(5) 指名通知の日

指名通知の日は平成23年11月10日（木）を予定する。

(6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

提出方法： 電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。

入札日時： 電子入札システムによる場合の締め切りは、
平成23年11月22日（火）17時15分まで。
持参による場合の締め切りは、
平成23年11月22日（火）17時15分まで。

開札日時：平成23年11月24日（木） 9時00分

開札場所：〒905-0019 沖縄県名護市大北4丁目28番34号
沖縄総合事務局 北部国道事務所 入札室 にて行う。

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 免除。

2) 契約保証金 免除。

(3) 入札の無効

本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者の入札、参加表明書に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

1) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。

2) 上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(5) 原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とし、それまでに落札者がいないときは、予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

(6) 手続きにおける交渉の有無 無。

(7) 契約書作成の要否 要。

(8) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3.(1)に同じ。

(9) 本案件は提出資料、入札等を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は、入札説明書による。

(10) 詳細は入札説明書による。